

令和4年11月4日

組合員 各位

全国農業機械商業協同組合連合会
新潟県農業機械商業協同組合

みどりの税制等について

環境負荷を抑えた農業生産を実現するため、通称「みどりの食料システム法」により環境負荷軽減に取り組む農業者ならびに（機械・資材メーカーなどの）事業者には、

①税制上の優遇措置、②融資の特例措置が用意されたところです。

今般、実施計画の第1弾の認定が行われ、税制措置対象となる設備・機械の機種が公表されましたので、以下に概要をお知らせします。

記

1. 農業者向けの措置（「環境負荷低減事業活動実施計画」作成者に対する支援）

（1）みどり投資促進税制

（対象）国の確認を受けた化学農薬・化学肥料の使用量を低減させる設備・機械、
その他環境負荷軽減活動に必要な設備等で価格が100万円以上のもの。

（内容）機械の取得価額の32%を初年度に特別償却
建物の取得価額の16%を初年度に特別償却

（2）日本政策金融公庫の融資特例

（対象）除草機、可変施肥機等の導入

（内容）農業改良資金（無利子貸付）、償還期間の延長

2. 新技術提供等を行う事業者向けの措置

農業者の環境負荷軽減に資する基盤確立事業実施計画（内容は、資材又は機械の生産・販売、機械類のリースレンタルなど）を作成した事業者に対する支援

（1）みどり投資促進税制

（対象）化学農薬または化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の設備

（内容）機械の取得価額の32%を初年度に特別償却
建物の取得価額の16%を初年度に特別償却

（2）日本政策金融公庫の融資特例

（対象）環境負荷軽減に資する機械。資材等の製造ラインの増設（対象は中小企業）、
機械のリース・レンタルを行う支援サービス事業体

（内容）新事業活動促進資金の貸付 特別利率で20年以内

3. メーカーが国の確認を受けた設備・機械

上記1（1）の対象となる設備機械については、国がメーカーからの申請を受けて確認した機種を随時ホームページ上（下記URL）に公表します。

[midorihou_kibann-4.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/midorihou_kibann-4.pdf)

対象となる設備・機械の第1弾（初回）は11月1日に公表されましたが、以降随時に更新（次回更新は12月初旬の見込）されることとなります。